

「いじめ対応への意識を向上させる有効な教員研修の 在り方について」

－ 調査データの分析と学校現場での効果検証について －

主幹・指導主事 佐野 和規
副主幹・指導主事 服部 有美
副主査・指導主事 榛原砂穂理
副主査・指導主事 小野 圭

キーワード いじめ防止対策推進法 広範な定義 組織的対応

I 問題と背景

全国的にも山梨県においても、いじめに関する事件が後を絶たない状況が続いている。本センター相談支援部の面接相談においても、いじめの新規相談は一定数を占め(図1),いじめが深刻化し、長期化している事例がいくつか見られた。それらの中には、保護者と学校の行き違いが生じている場合もあり相談対応にも苦慮するケースもある。

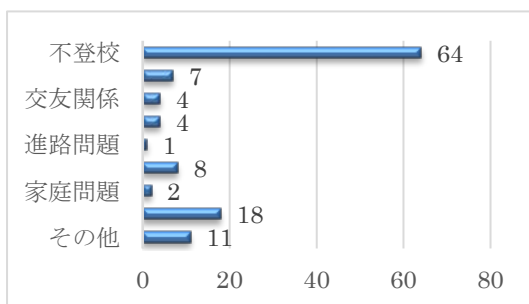


図1 2018年度新規相談件数(12月末段階)

そのような背景として、いじめ防止対策推進法(以下、法)のいじめの定義や関連する施策に対する学校現場における誤解が感じられた。このことは、総務省(2018)の勧告でも取り上げられ、全国的な課題であると言える。

このような実状を踏まえ、昨年度本センター教育相談研究グループは、学校現場の教員がいじめに対する意識や対応について、657名の教員を対象に現状を調査し、詳細に分析することで、いじめ対応を適切にできる教員の特徴を確認した(加藤・佐野・赤岡・三枝 2017)。

そうした特徴として①法や現行定義(広範な定義、全件組織的対応)を深く理解し、いじめ対応

がしやすくなったと感じていること、②所属する学校での組織的連携的対応と役割分担ができていくこと、③被害者を問題視せず、加害側が悪いと考え、いじめは絶対許さないという姿勢を貫くこと、④中立よりも被害者に寄り添い、安易な話し合いによる解決を否定することの4つが挙げられる。

今年度は前年度の結果を基に、上記4つの視点から教員がいじめ対応への意識を向上させる有効な研修の在り方について研究を行った。

いじめに関する教員研修の先行研究は非常に少なく、水谷・山本・川村(2018)が確認できるだけである。水谷らの研究は、研修前後、フォローアップ調査時において、5つの質問項目の変化で研修の効果を確認するものであり、研修内容は多岐にわたり長時間を要するものと思われる。

本研究では、水谷らの研究を参考としながらも、効果を測定する質問紙の項目に、法や定義、施策の理解等を加え、より広い観点から成果を確認できるようにした。研修内容については、昨年度の研究で明らかになった、適切ないじめ対応を行える教員の4つの特徴を踏まえた研修内容・方法を独自に開発した。さらに、その研修は、専門の講師に頼らず、現場の教員が自校において短時間で行えるよう工夫した。

こうした研究を通じて、学校現場でのいじめ対応に苦慮する教員、いじめ問題に悩む児童生徒、保護者が一人でも減っていくことを目指していくこととなる。

表1 質問紙調査

- 1 その児童生徒が「いじめ」と思ったら「いじめ」である。
- 2 どのようなことをいじめと考えるかは教師個人の判断に任されている。
- 3 どこからがいじめでどこからが悪ふざけか区別できない。
- 4 どのようなことをいじめと考えるかは難しい問題である。
- 5 A君が、あいさつしたら、クラスの何人かから無視された。これはいじめである。
- 6 約束をいつもやぶるクラスメートがいたので、B君は避けるようになった。B君はいじめをしていることになる。
- 7 A君は、クラスメートが「あいつ、うざい」と書いているのを見つて、自分のことだと思った。これはいじめである。
- 8 A君は同じクラスの男子生徒に囲まれて怖かった。これはいじめである。
- 9 A君とB君は相互に嫌がらせをしていた。お互い様なのでいじめではない。
- 10 学校には常になんらかのいじめがあると考えた方がよい。
- 11 自分の勤務校にはいじめ問題はないはずだ。
- 12 自分のクラスや学年、学校にいじめ事件があるということは恥ずかしいことである。
- 13 いじめの認知件数はできるだけ少ない方がいい。
- 14 いじめ被害をうける子にもなんらかの問題があると思う。
- 15 いじめ被害を訴える児童生徒の中には、完全な被害妄想の者もいる。
- 16 いじめ問題は組織的に対応すべきである。
- 17 いじめはそれが疑わしい段階から対処した方がいい。
- 18 いじめの指導では、加害者と被害者を直接話し合わせることも有効な場合がある。
- 19 いじめの訴えがあっても、指導することで被害が大きくなる場合があるので、見守る方がいい。
- 20 いじめ問題がクラスで発生した場合、クラス全体で話し合わせることも有効である。
- 21 教員は、いじめ被害者といじめ加害者の間に立って中立を保つことが大切である。
- 22 現在のいじめの定義は、学校現場にかえって混乱をもたらすと思う。
- 23 「いじめ防止対策推進法」が制定された結果、いじめ対応がしやすくなった。
- 24 現在のいじめの定義によって、いじめ被害者を守りやすくなった。

II 研究方法

まず、昨年度の調査結果をもとに、いじめ対応に関する教員の認識の程度を確認する質問紙を作成した。昨年度の質問47項目から精選した24項目(5件法、120点満点)によって「教師のいじめへの認識に関するアンケート」(表1)を作成してその

合計点を「いじめ認識得点」として効果測定に用いる。それを研修前の事前調査、研修直後の事後調査、数ヶ月後のフォローアップ調査に使用することとした。

次に、いじめ対応が適切な教員の4つの特徴を踏まえつつ、法や定義、施策の趣旨への理解を深める校内研修資料(スライド)を表2に示す視点に沿って開発した。その具体的なスライドの一部を示すと図2の通りである(補助資料参照)。

表2 研修スライドの開発の視点

- ・現行広範ないじめ定義(本人が苦痛を感じていたら、訴えたらいじめ)の理解を促すもの
 - ・全件組織的対応(窓口の先生に全件報告する)について正しい理解を促すもの
 - ・中立、事実確認、話し合い、謝罪よりも被害者に寄り添うことを優先する内容
 - ・議論を促進させる問いかけのあるスライド
 - ・いじめが対応しやすくなったと感じる内容
 - ・40分(演習なし)50分(演習あり)の短時間の研修用スライドに基づく研修
 - ・学校現場の教師が自分たちで研修できる(自校研修のできる)内容
- ※研究を通じて、ブラッシュアップしていき、学校現場によりふさわしいものにしていく

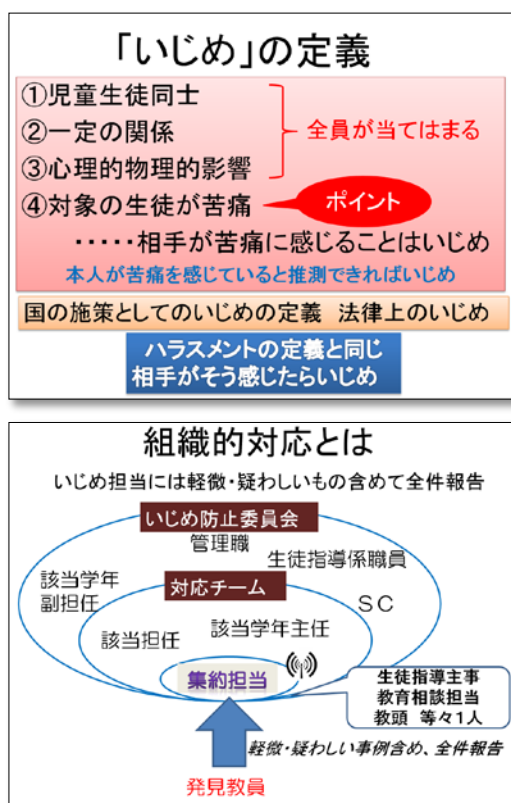


図2 研修スライド

小学校・中学校・高等学校それぞれ1校ずつの研究協力校において、全教員を対象に表1の質問紙によって事前調査を行った。その後、本研究で開発した研修内容（スライド）に基づく研修を実施して事後調査、数ヶ月後のフォローアップ調査を行い、研修の効果とその持続性を量的統計的に確認した。それと並行して、研修直後に「研修内容についてのアンケート」（表3）、さらにフォローアップ調査時に「その後のいじめ対応についてのアンケート」（表4）への回答を依頼し、研究協力校の教員の質的データも入手することにした。

開発した研修内容（スライド等）は、研究協力校のアンケート結果を受けて、県内各学校で使用できるものになるよう改善を重ねていった。その際、既存のいじめ研修資料（宮城県教育委員会2017）等を参考にした。

表3 研修内容についてのアンケート

- 1 研修資料を使った研修時間はどうでしたか
 - 2 研修資料の内容はどうでしたか(配布資料含む)
 - 3 研修資料を使った研修内容は有意義なものでしたか
 - 4 研修資料での研修から、いじめへの理解は深まりましたか
 - 5 研修資料は自校でできる内容(自分が講師としてできる内容)ですか
 - 6 改善点・感想等
- ※上記1～3は3件法、4、5は4件法での回答
6は自由記述

表4 その後のいじめへの対応についてのアンケート

- 1 研修後、実際にいじめの対応をしたことがありましたか
 - 2 1で「あった」と答えた方にお伺いします。本研修が実際のいじめ対応の際に役に立ちましたか
 - ・「はい」と答えた方はどのような点が役に立ったのかお答えください
 - ・「いいえ」と答えた方は、なぜ役に立たなかったのか理由をお答えください。
- ※上記2の理由は自由記述

3 研修後、いじめ対応(予防や観察も含む)についてご自身や学校が変化したと思う点や実際にあったことについて、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

- ・いじめについて話題にすることが増えた
- ・児童生徒のいじめにつながりそうな言動を見逃さなくなった
- ・いじめの判断に迷わなくなった
- ・いじめ被害者の気持ちに寄り添えるようになった
- ・気付いたことはすぐに報告し、一人で抱え込まないようになった
- ・授業や集会を通していじめに対するご自身の考えを児童生徒に伝えた
- ・いじめ防止対策推進法や学校のいじめ方針に目を通した
- ・いじめ対応に関する学校体制やいじめ報告の集約担当について、確認し合った
- ・いじめの対応の際に、初動で丁寧にするようになった
- ・いじめの対応について共通理解が生まれ、対応がしやすくなった
- ・その他

※その他の理由は自由記述

III 結果

1. 研修の効果(量的データ)

小学校21名、中学校31名、高等学校33名合計85名のデータを入手することができた。事前調査における平均値と標準偏差はそれぞれ84.9、10.56、事後調査では108.9、8.88、フォローアップ調査では同100.6、11.04となった。分散分析(反復測定)の結果を図3に示した($F(2,81)=135.32$, $p<.001$)。多重比較(Tukey法)を行うと事前事後間、事後フォローアップ間、事前フォローアップ間にそれぞれに有意差がみられた(いずれも $p<.001$)。

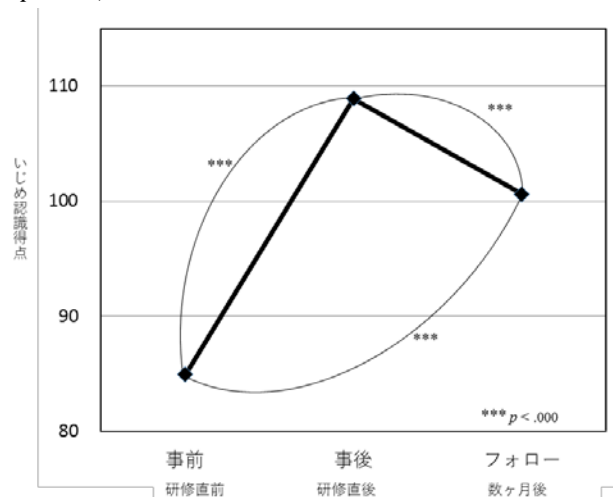


図3 研修前後のいじめ意識の変化

これによると、研修実施により、小・中・高全体で教員のいじめ対応意識が有意に改善していること、数ヶ月過ぎても研修の効果は維持されていることが明らかになった。

一方で、数ヶ月後のフォローアップ調査では、研修直後より意識が有意に下がっている質問項目があることもわかった。その項目は、いじめの具体的な場面を問うもの、話し合いや中立の是非を問うものである。

2. 研修の効果（記述データ）

（1）研修内容について

研修直後に行った「研修内容についてのアンケート」（表3）では、「時間、資料（スライド）は適切であった」3件法2.1点（2点に近いほど「適切」）、「研修内容は有意義であり、いじめへの理解が深まった」4件法3.51~3.55点、「自校でできる内容（自分が講師としてできる内容）である」4件法2.99点という結果となった。短時間でできる効果的な研修であり、各校で活用可能な研修であると一定の評価を得たと言える。

自由記述の回答では、「改めていじめの定義や対応について確認できた」「スライドが充実しており見やすい」「保護者対応がわかりやすい」といった好意的な意見が大半であった。その中には、「いじめ対応の見方が変わり、認識を改めた」「組織的連携で対応しやすくなった」「丁寧な初期対応と複数で対応するための情報共有が大切だと感じた」「共感的、組織的に対応していくことの重要性を改めて知った」等、教員のいじめ対応に対する意識変化がうかがえる回答が多数見られた。

研修についての課題も指摘された。「具体的事例があった方がよい」「意見交換やワークがあった方がよい」「スライドの文字が多い」といった研修内容や方法への意見に加え、「現行定義ではいじめ件数が多くなり対応が困難であると思った」という現実的な対応への不安等も見られた。さらには、「双方向性のあるいじめで、被害者意識の高い保護者にどう対応するか知りたい」といった具体的な対応方法についても言及があった。

とはいえ、研修を受けた教員から「いじめ指導について開眼した思いです」「一人で指導しなくていい、ということ全員を確認し、ほっとし

た」のような実感を伴う意見があったことは、このようないじめ対応研修が学校現場で求められていることを示していると言える。

（2）その後のいじめ対応について

研修を実施してから数ヶ月経過後に行った「その後のいじめへの対応についてのアンケート」

（表4）によると、回答者85名のうち、実際にいじめ対応をした教員は16名であった。そのうち15名が本研修が役に立ったと答えた。また、「いいえ（役に立たなかった）」と答えた1名も、同様の研修を受けて内容を知っており、以前からしかるべき対応をしていたという回答であった。

研修がどのように役立ったか具体的には、「いじめの被害者の気持ちに寄り添えるようになった」「いじめを訴えた側の味方になった（中立ではない）」「1人で対応せずに複数で聞いた」「判断に迷うことなく早急に組織的に対応できた」といった回答がみられた。この回答からも、研修内容がそのまま適切ないじめ対応につながっていることが明らかになった。研修をきっかけにして、学年全体で予防的な対応に取り組んだ学校もあった。

教員自身や学校の変化については、「いじめの対応について共通理解が生まれ、対応がしやすくなった」（45.8%）、「いじめの判断に迷わなくなった」（42.3%）、「児童生徒のいじめにつながりそうな言動を見逃さなくなった」（36.4%）、「気づいたことはすぐ報告し、一人で抱え込まないようになった」（34.1%）等の項目が上位を占めた。研修を受けた教員の多くが、定義に基づいた認知ができるように変化しており、組織的に動くことで対応しやすくなったと実感していることがわかった。また、いじめ対応への共通理解をもつことが、学校全体の意識の向上につながっており、実際の対応でも被害者の気持ちに寄り添い、判断に迷わずにスピーディーに対応できるようになっている。

一方で、研修の内容が初期対応に焦点をあてたものであることから、「加害生徒のケア（指導）も必要となるのでそうした面でも教えていただきたい」といった発展的な内容を求める意見もあった。

IV 考察とまとめ

本研究では、いじめ対応を適切に行える教員の

4つの特徴を基にした研修内容とそのスライドを開発した。そして、この研修内容（スライド）は教員のいじめ対応の意識を持続的に高め、いじめ対応を行いやすくする効果があるということが調査によって確かめられた。教員が現行いじめの定義や組織的対応を適切に理解するようになり、いじめ対応を効率的に行えると感じるようになったことも確認できる。さらに、この研修スライドを活用することで、外部講師によらず、自校おける研修が短時間で可能であることも指摘できる。

一方で、時間の経過とともに研修の効果が弱まり、教員のいじめへの意識が低下することも確認された。継続のないじめ研修がさらに必要ということになる。特に、低下した質問項目は「双方向のいじめ」等の判断に迷う具体的ないじめ場面に関わる質問項目や話合いや中立の是非等意見が分かれることについての質問項目であった。

本研究における研修内容は、いじめへの初期対応を中心とするものであり、法や施策に基づいて被害者に寄り添う姿勢を重視している。そのため、被害者を傷つける可能性のある話合いや中立の姿勢を否定する内容になっているが、今後それらの是非を含めて、研修の在り方を検討する必要がある。

いじめ直後の対応として当時者同士やクラス全体で話合いを行うと、被害者と加害者の双方が傷つく可能性がある。また、いじめ被害側から相談を受けた時に、教員が中立的な対応をしたり事実確認に言及したりすることで、被害側が教員に寄り添ってもらえてないという不信感を抱くことが見られる。そのようなことから本研究で開発した研修内容では、話合い、中立、事実確認という教員の対応に否定的なスタンスをとった。

しかし、一方で、いじめ予防として児童生徒が話し合って議論を深めることは有効と考えられる。事後対応としても、被害者側に寄り添うだけでなく、加害側を指導支援する教員、そして中立的な立場から状況をみる教員も必要であろう。今後、こうした話合いや中立の在り方について、さらに議論を重ねていく必要がある。

また、研修内容についての課題もいくつか指摘されている。今後研修内容やスライド資料をさらに改善したり、追加したりしていく必要がある。特に、今後は加害者側の指導やいじめ予防に関わる研修の開発や児童生徒を対象にしたいじめに関

する授業の在り方等について研究していくことが必要であり、次年度以降の課題としたい。

【引用文献】

- ・総務省(2018) いじめ防止対策の推進に関する調査——結果に基づく勧告——
<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0316.html>
- ・加藤幸一・佐野和規・赤岡玲子・三枝寛康(2018) いじめに対する教師の意識に関する研究——質問紙調査から分かる法の理解と対応の現状—— 山梨県総合教育センター研究紀要平成29年度 <<http://cdb.kai.ed.jp/direct-link.php?link=content&id=C000001981>>
- ・水谷明弘・山本琢俣・河村茂雄(2018) いじめの未然防止・早期発見を促進するための教員研修会の効果に関する実践——教員の意識変容と児童生徒の意識変容から考える—— 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊, 26(1), 31-40.
- ・宮城県教育委員会(2017) 教職員向けいじめ対応研修資料について
<<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/kkr-h29-ijime-kenshuu.html>>

【研究協力校】

甲府市立貢川小学校	校長	石田 浩一
甲斐市立玉幡中学校	校長	中満 一幸
山梨県立塩山高等学校	校長	向山 豊隆

【山梨大学連携教育研究会アドバイザー】

教授	田中 勝
准教授	川本 静香

【総合教育センター研究アドバイザー】

相談支援部長	森澤 和仁
--------	-------